

第 6 回 農地部定例会議事録

開催日時	平成 30 年 11 月 26 日 13 時 30 分
開催場所	阿南市役所 602 会議室
出席委員	井出部長・中村副部長・久米寛治委員・南部委員・幸田委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・植田委員
欠席委員	岡部委員・亀井委員
西尾局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項により会議の有効性を報告
事務局	議案の訂正を申し上げます。 まず、第 5 回農地部定例会議案書の 7 ページ第 5 号議案No.11、12 譲受人が「〇〇〇〇〇」が「〇〇〇〇」となります。 議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案No.5 譲渡人が「〇〇〇〇」譲受人が「〇〇〇〇」となります。 続きまして、議案書の 6 ページをお開きください。第 4 号議案No.1 備考が「取下」となります。 続きまして、議案書の 17 ページをお開きください。第 8 号議案No.25、26 の借受人住所が「日開野町筒路 47 番地 10」となっておりますが、正しくは、「日開野町筒路 47 番地 6」となります。 続きまして、議案書の 21 ページをお開きください。第 8 号議案No.41 については、取下となりました。
井出部長	(部長挨拶) それでは第 6 回農地部定例会を始めさせていただきます。 はじめに、会長から挨拶をお願いします。
萩野会長	本市の前農業委員が再生可能エネルギー発電設備に関する農地転用をめぐる収賄罪で 11 月 2 日に起訴されました。 更に、那賀川町の土地に係る許認可手続きでも便宜を図り、謝礼を受け取った収賄罪で再逮捕されました。 特別職の地方公務員で、農地制度の適法で適正な運用にあたる立場にあった農業委員が逮捕・起訴されたことは、極めて遺憾であります。

このことにより、市民並びに地域農業関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今回のことは、農業委員会組織全体の信頼を失墜させ、地域農業関係者の期待を裏切ることとなりました。

今後は、今回の事実を真摯に受け止め、率直にお詫びし、信頼回復並びに組織の立て直しに努めて参る所存でございます。

各委員の皆様におかれましては、先にご通知いたしました、農業委員会が担っている職務の重要性の再認識と、公正な職務の遂行に関し、更なる綱紀の保持の徹底を図るようお願いいたします。

最後に、阿南市農業委員会は、社会的責任と公共的使命を自覚し、健全かつ効率的な業務運営を通じて、地域農業の信頼、安心感に努めるよう取り組んで参りますので、皆様方もよろしくをお願いいたします。

また、定例会終了後には、今回の事案を受け再発防止を図ることから「阿南市農業委員会倫理要綱」を策定したいと考えており、本日要綱案を用意しておりますので、ご意見を賜りたいと思いますので、ご協力よろしくお願い致します。

井出部長

ありがとうございました。

続いて、本日の議事録署名者は加茂谷地区の佐竹委員、羽ノ浦地区の植田委員にお願いします。

それでは本日の議事に入りたいと思います。

第1号議案 非農地証明願について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 買受適格証明願について

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の取下（取消）について（4条）

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第6号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について

第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第8号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

ただし、農業委員会等に関する法律第31条により10ページ第7号議案No.13・14、14ページの第8号議案No.11については別途審議といたします。

議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員

今回議案はございません。

井出部長

次に、福井地区をお願いします。

南部委員

それでは福井地区からご報告します。福井地区は11月20日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願いいたします。

井出部長

次に、橘地区お願いします。

久米寛治委員

岡部委員に代わり報告いたします。

それでは橘地区からご報告します。橘地区は11月20日に福井公民館において、椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願いいたします。

井出部長

次に、新野地区お願いします。

幸田委員

それでは新野地区からご報告します。新野地区は11月20日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、№3 から№6 までは書類不備による継続審議とし、その他は許可相当としました。

議案書の 12 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長

次に、桑野地区願います。

森委員

それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は 11 月 20 日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 10 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 12 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長

次に、見能林地区願います。

阪井委員

それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は 11 月 16 日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 7 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 10 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 15 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長

次に、富岡地区お願いします。

竹内委員

それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は11月16日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の17ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長

次に、宝田地区お願いします。

厚田委員

それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は11月16日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長

次に、長生地区お願いします。

久積委員

それでは長生地区からご報告します。長生地区は11月20日に事務局にて中野島と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

す。

井出部長

次に、中野島地区お願いします。

萩野委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は11月20日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の19ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長

次に、大野地区お願いします。

服部委員

それでは大野地区からご報告します。大野地区は11月19日に老人憩いの家にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の21ページをお開きください。第8号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長

次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は11月19日に加茂谷公民館におきまして地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説

明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 21 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、11 月 22 日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 4 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 5 ページをお開きください。第 3 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 11 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 22 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員

それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は 11 月 19 日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 11 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 24 ページをお開きください。第 8 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第 31 条により〇〇〇、〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇、〇〇〇〇退室)

井出部長 議事を再開します。
それでは、議案書の 10 ページ第 7 号議案No.13・14 議案書の 14 ページ第 8 号議案No.11 について承認してもよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは、議案書の 10 ページ第 7 号議案No.13・14 議案書の 14 ページ第 8 号議案No.11 についても承認といたします。
退室した〇〇〇、〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇、〇〇〇〇入室)

井出部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

井出部長 それでは、他に意見もないようですから、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

西尾局長 報告します。第 6 回農地部定例会議案、第 1 号議案から第 8 号議案のうち第 7 号議案No.3 からNo.6 については、継続審議とし、第 8 号議案No.41 は、取り下げとし、その他の議案については、全て承認です。

井出部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

井出部長

それでは、以上をもちまして、第6回農地部定例会を閉会いたします。次回は、12月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会

農地部長

議事録署名者

議事録署名者